

令和8年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和8年6月17日（水曜日）午後0時59分開会

場所 中央公民館 1階 講義室

出席委員（6名）

小金井 勉	委員長	猪崎 紀人	副委員長
金森 浩二	委員	輪島 美津江	委員
北田 宏彦	委員	黒須 俊隆	委員

出席説明員

財政課長	森川 裕之	財政課副課長	山本 卓也
財政課副主幹 兼契約管財班長	小林 貴大	財政課主査 兼財政班長	加藤岡 大祐
財政課副主査	中村 新		
参事 (総務課長事務取扱)	田邊 哲也	総務課副課長 兼行政班長	秋田谷 知則
総務課主査 兼人事班長	猪野 一洋		
税務課長	飯倉 正人	税務課副課長	内山 貴浩
税務課主査 兼市民税班長	石田 定之		

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜澤 康治	副主幹	松本 剣児
主任書記	若菜 陽		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 5号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 2号 令和8年度大網白里市一般会計補正予算（第1号）（財政課）
- ・議案第 4号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
（総務課）
- ・議案第 5号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
（税務課）
- ・議案第 6号 大網白里市特別職の報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第 7号 大網白里市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
（総務課）
- ・議案第 9号 契約の締結について（財政課）
- ・議案第10号 財産の取得について（財政課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（猪崎紀人副委員長） ただいまから、総務常任委員会を開催いたします。

（午後0時59分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（猪崎紀人副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（小金井勉委員長） 皆様ご苦労様です。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が1件、議案が7件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

なお、今委員会から集音マイクを使用するため、発言の際に従来の手持ちマイクを持つ必要はありません。

○副委員長（猪崎紀人副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきたいと思います。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（小金井勉委員長） 本日の出席委員は6名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

傍聴者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） いないようですので、次に進みます。

◎陳情（新規付託案件）の審査

・陳情第5号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情

○委員長（小金井勉委員長） これより当常任委員会に付託となった陳情第5号、市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので朗読を省略させていただきます。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情についてですが、この間、同様の陳情が続いていて不採択が一方で続いているわけですが、私は常々市長サイドにも議員サイドにも政治倫理条例が必要だということを述べてまいりました。そういう意味で、この議員対象の政治倫理条例等については、今議員間で議

論をしているわけで、一方で市長は、この陳情者がこれまで以前に出した陳情の中で、市長への手紙等を出しても特に市長サイドで検討は進めていないということが本委員会でも確認されているところなんですけれども、それでは良くないだろうと。

議員にも議員サイドにも市長サイドにも政治倫理条例は必要だという、そういう意味から市長もぜひ検討していただきたいと、そのなんていうんですか意思表示として議会としては市長の、市長サイドの政治倫理条例が必要だということをメッセージとして送るためにぜひこの陳情は採択していただきたい、そんなふうに思う次第です。

まあ、これは最近、委員長の一般質問の中で市長が次の選挙に出ると再出馬するというそういう表明がありました。これもう選挙はすぐですから、それで次の議会ってなると9月議会しかないから、直ちに、例えば金坂市長が政治倫理条例を市長サイドの政治倫理条例を作ると表明したとしても実際そんないきなり9月の議会で成立するっていうのは、あまり現実的にはないなっていうふうに思うわけです。

そうすると、結果としてその次の市長に対して丸投げになってしまうことになるわけです。また、あるいは金坂市長が再選されたとしたら、再選されたとして、次の2月の議会以降に金坂市長が例えばやりませんって表明したとしたら4年間もうやらないことに例えばなっちゃうわけじゃないですか。

そういう意味からも直ちに作るっていうのはそれなりにね準備は必要だと思うから、それはそれとしてね、金坂市長に準備期間があってもいいとは思うんだけど、市民からのこういう陳情に対して金坂市長が明確に答えると作る方向で検討を始めるというふうにね、もしくは、いや、これはもう必要ないという考え方もあると思うんですけれども、それはね、この12月の選挙の前にこそ金坂市長が表明する、この政治倫理条例は市にとって大網白里市にとって必要なのか必要じゃないのかを投げかけるためにも、この陳情を採択して議会としては金坂市長に議会も作ろうとしているんだから市長も検討を始めたかどうかというメッセージになると思うわけです。

そういう意味で大変重要なことだと思います。この陳情をぜひ採択していただきたいというふうに思います。質疑を討論に変えさせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

輪島委員。

○輪島美津江委員 私の意見なんですけれども、やっぱり私もこの政治倫理条例っていうのは必要だと思います。議員サイド、また、市長サイドともに条例を作る必要があると考えております。

でも今、議員サイドの方で条例を今作っているところであって、その後にやはり市長にも作っていただきたいっていうふうに私の意見としては思っております。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小金井勉委員長) 次に討論ですが希望者はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(小金井勉委員長) それでは意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(小金井勉委員長) お諮りいたします。

陳情第5号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(小金井勉委員長) 賛成少数。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で陳情第5号の審査を終わります。

◎条例等付託議案の審査

- ・議案第2号 令和8年度大網白里市一般会計補正予算(第1号)

- ・議案第9号 契約の締結について

- ・議案第10号 財産の取得について

○委員長(小金井勉委員長) これより付託議案の審査を行います。

まず、担当者から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに議案第2号、令和8年度大網白里市一般会計補正予算について、議案第9号、契約の締結について、議案第10号、財産の取得についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○委員長(小金井勉委員長) 財政課の皆様ご苦労様です。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号、議案第9号及び議案第10号の説明をお願いいたします。

課長どうぞ。

○森川裕之財政課長 財政課でございます。

はじめに本日の出席職員をご紹介します。

皆様から向かって私の左隣が、副課長の山本でございます。

○山本卓也財政課副課長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 私の右隣、副主幹で、契約管財班長の小林でございます。

○小林貴大財政課副主幹兼契約管財班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 そしてその隣が主査で財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 なお、課員1名を補助員として同席させていただきましたのでよろしく願いいたします。

最後に私、課長の森川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は着座にて失礼いたします。

それでは、去る5月29日に開催されました全員協議会でお配りした資料でございますが、6月補正予算の概要をご覧いただきたいと思います。

議案第2号、一般会計補正予算（第1号）でございますが、既定予算に5億2,241万2,000円を追加するもので、補正の内容といたしまして大項目の1、ふるさと応援寄付金促進費4億円でございますが、約3万1,000件で、約5億3,600万円、前年同時期と比べまして約2万4,000件、金額で約3億6,000万円の急激な増加となっております。

このペースで寄付金が集まりますと返礼経費が9月補正よりも前に不足する恐れがあることから当初予算で10億円と見込んだ寄付金を8億円増額いたしまして18億円に引き上げるとともに返礼経費を4億円増額し9億円にしようとするものでございます。

なお、今回、寄付受入れ額の更なる増加を目的に、市内の現在設置しているゴルフ場とは別のゴルフ場にふるさと納税自動販売機を新たに設置する経費も合わせて計上しております。

次に大項目の2、小学校体育館空調設備整備事業1,388万6,000円につきましては、避難所としての機能強化を目的に小学校体育館に空調設備を整備するため設計等業務を実施するもので、土砂災害の指定避難所であり、かつ学校再編計画に影響の少ない大網小学校それと瑞穂小学校について導入機器の検討を含めた空調設備設計業務を今年度から令和9年度の2か年で実施し令和10年度に整備工事を行う計画としております。

財源は2ページになります。大項目の7、歳入（2）小中学校空調設備整備事業債1,380万円で残りは一般財源となります。

また、大項目の8、繰越明許費を合わせて設定いたします。

1ページにお戻りいただきまして、大項目の3になります。

トンネル長寿命化修繕計画策定事業2,310万円については、道路メンテナンス事業を計画的に実施していくため橋梁に加えトンネルの長寿命化修繕計画を策定する必要が生じたことから市内のトンネル5か所の点検および計画の策定の経費を計上しております。

財源は2ページ大項目7、歳入の（3）の公共施設整備改修基金繰入金2,310万円でございます。

次に大項目の４、地域農業構造転換支援事業、270万7,000円でございますが、農地の担い手の経営改善に必要となる農業用機械の導入に対する補助金について対象者の増に伴いまして所要額を増額するもので、今回対象となりますのは大網地区の１名、トラクター及びロータリー各１台を導入するものでございます。

購入する機器の総額は900万円ほどで、補助率は購入費の10分の3以内でございます。財源は大項目７、歳入の（４）地域農業構造転換支援事業補助金270万7,000円でございます。

次に大項目の５、市営住宅施設修繕事業121万7,000円でございますが、東宮谷市営住宅の入居者が退去したことに伴い、次の入居者を受け入れるための入居前修繕工事を実施するものでございます。

前の入居者が４年４ヶ月住まわれていたため、傷みが激しく全面的な修繕が必要となっており、天井や壁のクロス及びクッションフロアの張り替え、畳表替えと傷みの激しい部分の畳の交換、建具の交換などを計画しております。財源は全額一般財源となります。

次に大項目の６、基金管理費8,150万2,000円でございますが、歳入の増額に伴いまして財政調整基金に収支の余剰を積み立てるものでございます。

次に大項目の７、歳入の（１）、一般寄附費につきましては、冒頭ご説明したとおり8億円を追加計上いたします。

次に（５）財政調整基金繰入金でございますが、一般寄附金の増額に伴いまして財政調整基金繰入金については、当初予算で繰り入れを予定しておりました3億1,719万5,000円を減額するものでございます。

この結果、補正後の財政調整基金の基金残高は約15億6,600万円となる見込みでございます。以上が議案第２号の概要となります。

引き続き９号の説明よろしいでしょうか、次にですね、お手元の議案第９号の説明資料をご覧くださいと思います。契約の締結についてでございます。

本案は、市立小・中学校照明器具ＬＥＤ化改修工事に係る契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

１、件名、市立小・中学校照明器具ＬＥＤ化改修工事、２の場所でございます、大網白里市みどりが丘三丁目18番地３、大網小学校外８でございます。

入札の状況でございますけれども、３の参加業者でございます。フィデス株式会社、株式会社東照電気、大崎電設株式会社、モデン工業株式会社、工藤電業株式会社千葉本社の５者で入札の結果、税抜きで2億5,344万円でフィデス株式会社が落札いたしました。予定価格は税抜きで2億8,160万円、調査基準価格は税抜きで2億5,344万円、落札率は90.0パーセントでございます。

裏面をご覧くださいと思います。入札日は令和８年３月10日、火曜日、午前９時でございます。開札の場所は大網白里市本庁舎別棟２階大会議室でございました。

5、契約の方法ですが、制限付き一般競争入札、6の契約金額でございますが、税込みで2億7,878万4,000円でございます。

7の契約相手方でございます。千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地、幕張テクノガーデンB棟16階、フィデス株式会社、代表取締役 細矢充でございます。

次のページになります。

市立小・中学校照明器具LED化改修工事概要書をご覧いただきたいと思います。

1の工事名と2の工事場所は、先ほどと同様でございます。

3、工期でございますが議決日の翌日から令和10年2月14日までとしております。

4の工事概要でございますが改修建物として令和8年度に瑞穂小学校、増穂北小学校、大網中学校、白里中学校、増穂中学校の5校。令和9年度に大網小学校、増穂小学校、白里小学校、大網東小学校の4校を施工する計画でございます。

改修内容につきましては、各校に設置された証明器具を撤去のうえLED照明器具に交換をいたします。

なお、すでにLED照明である器具と中学校敷地内にあるプール棟内の照明は対象外としております。

5、主な入札参加資格要件でございますが、（1）電気工事において、本市の格付け等級がAである者。（2）建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。（3）公告日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、一級電気工事施工管理技士の資格を有する監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。（4）過去10年間に国または地方公共団体が発注し、完成、引渡しの済んだ電気工事を元請で施工した実績を有する者。（5）ISO9001の認証を受けている者としておりました。

次に、お手元の議案第10号の説明資料をご覧いただきたいと思います。

財産の取得についてでございます。本案は、消防ポンプ自動車1台を購入取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、件名、消防ポンプ自動車購入。2、納入場所、大網白里市大網115番地の2。入札の状況でございますが、3の参加業者でございます、日本機械工業株式会社、株式会社ナカムラ消防化学、日本ドライケミカル株式会社、株式会社野口ポンプ製作所、ジーエムいちばら工業株式会社、株式会社モリタの6者で入札の結果、税抜き2,700万円で日本機械工業株式会社が落札いたしました。

予定価格は税抜きで2,727万円、落札率は99.0パーセントでございます。

4の入札日でございますが、令和8年5月22日、金曜日、午前10時15分でございます。開札場所は大網白里市中央公民館2階談話室でございました。

契約の方法は制限付き一般競争入札。6、契約金額は税込みで2,970万円でございます。7、契約相手方でございます、東京都八王子市中野上町2丁目31番1号、日本機械工業株式会社本社営業部部長、山下康弘でございます。

裏面の納入品概要書をご覧いただきたいと思います。

1の件名と2の納入場所は、前述のとおりでございます。

3、納期でございます。令和9年3月22日までとしております。

主な仕様でございますが消防ポンプ自動車CD-1型でございます。

シャシはキャブオーバー型ダブルキャブ、エンジンはディーゼルです。

ミッションはオートマチックトランスミッションとしております。

全長5,850ミリメートル以下、全幅1,950ミリメートル以下、全高2,550ミリメートル以下としております。

ポンプ装置は、消防ポンプ企画Aの2級2段バランスタービンポンプとし、日本消防検定協会の検定に合格したものととしております。

水槽の容量は900リットル以上1,000リットル以下とし、内部は防蝕塗装を施すこととしております。

5の台数は1台でございます。6、主な入札参加資格要件といたしまして、過去に国または地方公共団体が発注した消防ポンプ自動車の納入実績を有するものとしております。

当課の関連議案は以上の3議案でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小金井勉委員長） ただいま説明のありました内容について、ご質問等あればお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 議案2号について、ふるさと応援寄附金、大幅に増えてるんですけど、今年度中に秋ごろ、国の何か指針だかガイドラインとかが変わって返礼品の割合が減るんですかね、それで駆け込みですごく増えているっていうことはないんでしょうか。

議案2号についてだけはちょっとまとめて質問します。

あと二番目の小学校体育館空調設備整備事業なんですけど、なんていうんですか、再編計画と関係ないという話だったんですけども、直接的に関係ないものとしてはね、増穂小も増穂中も白里中もなくなっちゃうわけじゃないということですね、関係ないんじゃないかっていうふうに私は思うんですけど、それを排除した理由をお聞かせください。

もう一つは使い方なんですけれども、2校先行してできたとして、これ避難所機能以外の時、要は教育的なものとして、この2校だけ使う、日常的にね、体育の授業とか運動会とか、あとはなんかなんとか総会とかね、そういうので使うのかどうかね。

以前は大網小学校できる時に、大網小学校は空調設備がいつでもできるように設計されていて、そうやって造ったにもかかわらず大網小だけエアコン入れるわけにはいかないと頑なにね、最初から造れば大幅に何千万、億単位でお金が浮くにもかかわらずね、導入設備だけ造って実際には導入しなかったっていう過去あります。

その意味から使い方について質問させていただきました。

次、三番目のトンネルなんですけど、トンネル5ヶ所のうちになんて読むのかわかんないですけど無名っていうんですかね、名無しのことなんですか、それとも無名っていうトンネルなんですか、どっちなんですかお答えください、無名という名前なのか名無しのことなのかちょっとわかんないんですけど場所についてもお答えください。

次、五番目なんですけど、市営住宅で4年4ヶ月で121万7,000円っていうのは、それだけ考えたら、なんかとても元取れる感じの額じゃないんですけど、これ4年4ヶ月前に、前の前の居住者が前の居住者になる時っていうのは、そんなに汚れてなかったから、そんなに修繕しなかったっていうことで考えていいのか、それとも、今回、前の居住者の4年4ヶ月でね、これだけのお金がかかったのかお答えください。一応9号、10号もあるんですけど、ここで切らせていただきます。

○委員長（小金井勉委員長） 課長どうぞ。

○森川裕之財政課長 一点目ふるさと納税でございますけれども、随時ですね総務省も制度の見直しをしたりなんかをしてきておるんですが、今回の寄附の増加の要因といいますのは昨年来ですね米の供給不足がございまして、それでですね、米に対する寄附需要っていうのが増えてるっていうのがまだ続いているというような状況で増えてるというふうに聞いております。

それから二点目ですけれども増穂小、増穂中、白里中を除いた理由はということなんですけれども、今、選択してます大網小、瑞穂小に関しましては、大雨が降りますと、土砂災害区域の中にある小学校ですので、比較的多くですね職員の動員がかかったりして、避難所としての準備が、やっぱり回数が多いっていうところもあるということと、それから、増穂小学校についてはですね、校舎なんかがだいぶ傷んできているっていう状況でございまして、生徒も減ってきている傾向もあるということで学校再編の中で、まだ検討する学校っていうところに含まれているっていうふうに伺っております、そういう面から2校を選択するっていうところでまずは選択してまいりましたので、その辺の影響が少ないところということも含めてですね、今回、大網小と瑞穂小を検討しているということで、除外してもうやらないとかそういうことではないので、ちょっとそこはご理解をいただきたいと考えております。

それから日常的に使うのかということでございますけれども、整備をされましたらですね、当然、酷暑対策というところでですね、体育の時間とかお使いいただくっていうことになるというふうに想定はしております。

それから三番目、トンネルなんですけれども、これは名前がないトンネルという意味で表記させていただいております。場所は小中と千葉市の境目にありますトンネルということで、一応こちらは改修ができたというか千葉市の方で整備をしていただいているということなので支障はないと思うんですけれども、一応調査の対象になっております。小中池の奥ですね、千葉市に抜ける、境目にちょうどあるところなんですけれども。

それから、最後に市営住宅なんですけれども、ちょっとご質問をいただいたのは退去された前の状態がどうだったのかっていうところだったと思うんですけれども、ちょっと私どもそこまでは話を聞いてなくてですね、基本的には気持ちよく入居される方が使える、開始できるっていう状態まで戻すっていうところで一応予算付けをしておりますので、同様の状態で4年前はスタートされたんじゃないかなと思います。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 一番のふるさと応援寄附金について駆け込みではなくて去年から引き続き米需要が続いてるって話だったんですけど、一応参考までにこの秋にでも改正される内容が簡単にわかったら教えていただきたいんですけど、わからなかったら結構です。

あと二番の空調に関してなんですけど、増穂小についてはまだその移転関係で決まっていなくてあるというお話だったんですけど、増穂中もそうなんですか、あと、白里中もそうなんですか。

三番は小中池公園と千葉市の境のトンネル、これ財政課の関係じゃないと思うんですけど、これすごくいいトンネルだからぜひ名前つけてください。財政課としても無名だとねあまり良くないと思うんで、他のところがつけられないなら財政課で名前つけちゃってください。よかったら私がつけるから。

五番目、前の入居者の時も気持ちよく住めるようには当然してるとは思いますけれども、なんていうか、その前の時に相当ちゃんと修理をしたのかしてないのかっていうのは、まあ今直ちに資料がないっていうことで答えられないんだと思うんですけれども、なんか言い方としてね、すごく4年4ヶ月で、さもめちゃくちゃになったみたいに聞き取れるようなのは、あまり本当に実態なのか、実態だったらしょうがないと思うし、実態なのか実態じゃないのか、そうではなくて、あまり良い悪いとかではなくて、なんていうんですかね、どういう状況なのかなというそういうところを聞いたかったんですけども、まあ、これは特に賛成、反対には影響しませんので改めて聞く機会があったらヒアリングさせていただきたいと思います。

○委員長（小金井勉委員長） 課長どうぞ。

○森川裕之財政課長 ふるさと納税のルールの変更ですけれども、令和8年10月からなんですけれども、募集経費の上限、こちらが50パーセントから47.5パーセントに引き下げられるというのは決定しております。

あと、いろいろお話ある中で聞いておりますのは、総務省としましては、返礼品合戦にならないように寄附者の意志が伝わるように寄附の6割までは市町村、団体に還元されるような仕組みに最後は変えていくっていう方針は出されております。それはまだ確実なところではないんですけど方向性としてはそういう方向性が出されているというふうに伺っております。

それから、増穂中についてはですね、土地がですね借地の問題が、ずっとございまして、これからどういう形で維持していくのかっていうところも含めた学校再編の検討を

しているってことなので、ちょっと一旦ペンディングさせていただいているということです。白里中についても施設の方がだいぶ古くなっているというところと、これは事務方レベルの話で恐縮なんですけど、例えば、生徒も徐々に減っていったような状況でして、例えばですけど仮定として増穂中との合併だったり、そういう話も事務方の中では出ているっていう段階ですので、ちょっとその辺も慎重に検討させていただいた結果だということでございます。

市営住宅につきましては、特に、この方が4年住んでいたもので、だいぶ使い方が荒かったとかそういうことではなくてですね、期間的に4年4ヶ月住まわれてた中で、例えば家具を置いていて畳が沈んでしまったところの入れ替えだったりとか、あとは、台所、フローリングのところの、やはりクッションフロアの傷みっていうのがだいぶ激しいということで、これだけの規模をちょっとかけさせていただくようということでございます。

以上でございます。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 了解しました。

議案9号、10号なんですけど、9号この調査基準価格と落札価格が同額なんですけれども今回の入札はどこまで公表してたんですか、予定価格も調査基準価格も公表していただいでしょうか。お尋ねします。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○山本卓也財政課副課長 公表していたのは予定価格のみです、調査基準価格は非公表です。以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 調査基準価格は、ここから単純に10パーセント引いたものなんですかね。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○山本卓也財政課副課長 市の低入札価格調査制度実施要領というのがありまして、これは公表されております。この中で調査基準価格というのは70パーセントから90パーセントまでの間で設定するというふうな決まりにはありまして、今回調査基準価格が90パーセントちょっと超えたんです。それで90パーセントが調査基準価格と今回の場合は決められました。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 無効になったモダン工業の価格はこれ何パーセントだったんですか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○山本卓也財政課副課長 89.9パーセントです。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員　ということで、モデン工業は調査基準価格になって、その上で報告書の提出に代わる届出を提出したので無効にしたと、まあ、そういうことですねわかりました。その上で、低入札調査基準価格が 70 から 90 だっているのを公表しているから 90 パーセントギリギリのところではフィデスが入れたんだらうということで全く問題ないというふうに担当は考えているのかどうか。

○委員長（小金井勉委員長）　どうぞ。

○山本卓也財政課副課長　そうですね、フィデスについては多分、調査基準価格、調査に入りたくなかったんだと思います。調査すると、いろいろな書類等を提出しなきゃいけないので、だからギリギリのこの 90 パーセントっていうところで応札したと思われる。

　　以上です。

○委員長（小金井勉委員長）　黒須委員。

○黒須俊隆委員　何て言うんですかね、工事と違うからね、そこまで積算を求めるものではないと思うんで、致し方がないなと思うんだけど、ちゃんと真面目に積算しないで低入札価格の上限ぴったりで、電卓弾いてこの価格出したっていうのはまあほぼ明確なわけだね。そういう意味においてはね、そんなに喜ばしいことではないんだらうなと思いつつも、まあ、これはしょうがないのかなっていうふうには思わざるを得ないんで賛成せざるを得ないかなとは思いますが、続いてこの工事なんですけど LED 工事自身すごい額だなと思って、これは、なんていうんですか、こんなもんなんですか、ここまでするって言うんですかね、高いものなのか、これによってあと何年で電気代とか元は取れるのか。併せて、今時、一般の家だったらこういう蛍光灯型 LED にしても丸球もそうだしあとは普通の電球もそうだしね、いくらでも電球等の交換だけで LED にできるんだけど、そういう方法はなかったのかどうか。その三点お尋ねします。

○委員長（小金井勉委員長）　どうぞ。

○森川裕之財政課長　金額的なものにつきましては、設計した中で算出されたものですので、その妥当性っていうのは、私専門家ではないので、そこは設計の方を尊重したいと考えております。それから器具についてなんですけれども、全体ですとね 6,800 灯以上の物を交換するというふうに伺っております。金額的なものをちょっと私、失念してしまって申し訳ないんですけれども基本的には電気代はかなり浮くというふうに試算をしていますので、必要であれば、ちょっと後ほどお知らせしたいと思います。失礼しました、答えありました。蛍光灯から LED に変えますと消費電力は 6 割ほど削減されるということで、令和 9 年度の電気料金を参考に算定しますと令和 8 年度で約 1,900 万、令和 9 年度で約 1,400 万円の削減が見込まれるというふうに算出したということでございます。

　　以上です。

○委員長（小金井勉委員長）　黒須委員。

○黒須俊隆委員 もう一つ、既存の既製品のそういう電球やなんかを取り換えるわけにいかないのって今質問したんですけど、それは6,800も交換するからそんなの無理だってことなんですかね。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○森川裕之財政課長 蛍光灯型ですとですね、安定器を外したりっていう処理が必要になるんだそうですけれども、今の段階では器具の交換っていうことで工事を実施する予定でございます。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 議案10号についてなんですが、これは先ほどと同じ質問なんですけど予定価格を公表して99パーセントになったんですか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○森川裕之財政課長 その通りでございます。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 99パーセントっていうのは、すごく高い額なんですけど、昨今の状況として消防ポンプ車が全国で高止まりしているとか、そういう傾向はあるんでしょうか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○森川裕之財政課長 入札価格の設定につきましては、今回、車両のですね、製造しているメーカーの方から見積りを徴して計上しておりまして、やはり車両、要は改造と言いますか、装備を艤装したりっていう専門の業者から取ってますので、なかなかちょっとそこは見積り、よく言えば見積りどおりの金額でないちょっとやれないのかなというふうに我々は理解はしております。

以上でございます。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○山本卓也財政課副課長 補足ですけれども、前回、消防ポンプ自動車を購入した際、令和7年9月なんですけれども、こちらの時の開札でも落札率が99.01、その前ですね、令和5年5月の時の開札も98.94ということで、製造業者が少ないこともありまして、そうですね落札率が高くなっているのかなというような予想が立てられます。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

北田委員。

○北田宏彦委員 議案第2号の小学校体育館空調設備整備事業なんですけれども、先ほど黒須委員の質問の中で増穂、白里については学校の再編が今後どうなるかわからないからということなんですけれども、教育環境の公平性という観点からしたら、やはり、全体の整備計画、空調の整備計画ってものを作った中で、その順番としてこの2校を先行していく、その理由としては土砂災害の区域で避難施設となりうると、それは合理的にはわ

かるんだけど、やはり整備計画が策定してないから他はいつやるのかやんないのかやるのかやらないのかもわからないということだね。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○森川裕之財政課長 管理課の方とヒアリングした中ではですね、令和9年度にやはり設計、2ヶ年の設計をして次の2校の計画も出てきています、実際。ただし、再編計画、今、進めている最中ですので、そこはちょっと流動的なところが出てくるだろうということで、ちょっと表には公表はしてないんですけども、順次、設計をして整備するという計画立てはしております。

○委員長（小金井勉委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 ということであればまだいいんだけど、やはり先ほど冒頭に申し上げた教育環境の公平性ってものはやっぱりきちっと担保していただかなければいけないのかなと。これはしっかりとお願いしますね。

以上。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

猪崎副委員長。

○副委員長（猪崎紀人副委員長） 私も議案2号で質問です。

備品購入で自動販売機を購入することなんですけど、今稼働している自動販売機のその寄附に対する貢献度ってどれくらいかっていうのは数字で出せますか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○森川裕之財政課長 今現在、既設で季美の森ゴルフクラブに設置をしております。

こちら設置年が令和6年度に設置したということでございますが、この時にはリースで導入してるんですけども、機器については概ね今入れてるものと同じで、だいたい500万円ほどするものなんですけれども、初年度6年度で1,267万円、令和7年度で1,178万円の寄附があったということで、すでに機器の購入代金を超えてるような状況でございますので、2台目も同じような効果が得られるかなということで今回ヌーヴェルゴルフ倶楽部に導入するということでございます。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○副委員長（猪崎紀人副委員長） わかりました。あと4の地域農業構造転換支援事業なんですけれど、これ、今回1名ということなんですけど、これは年間でもうこの1名で今年度は終わりってということなんですか、それともまた都度都度これが出てくるのでしょうか、お願いします。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○森川裕之財政課長 当初予算でですね、同様の支援事業に対して1,800万ほどの予算が措置済みでございまして、当初予算では3名の方に対しコンバインが2台、トラクター1台の費用を計上済みでございます。今回、1名分を追加という形でございます。

以上でございます。

- 委員長（小金井勉委員長） どうぞ。
- 副委員長（猪崎紀人副委員長） そうすると今の段階では4名にっていうことで、これ多いか少ないか、どう考えます。難しい。
- 委員長（小金井勉委員長） どうぞ。
- 森川裕之財政課長 すいません。ちょっと私、そこは回答できる感じでは、難しいです。
- 委員長（小金井勉委員長） どうぞ。
- 副委員長（猪崎紀人副委員長） あともう一つ、最後にちょっと市債が今回、小学校のでも1,380万使われて、前に持続可能な財政運営の取り組みで市債残高をやはり抑えていくことが重要だというふうにされておりますが、今、市債残高ってどれくらいなんでしょう。
- 委員長（小金井勉委員長） どうぞ。
- 森川裕之財政課長 申し訳ございません。手持ちに資料がございませんので後ほど。
- 委員長（小金井勉委員長） どうぞ。
- 副委員長（猪崎紀人副委員長） わかりました。聞きたいところは以上となります。
- 委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。
- 北田委員。
- 北田宏彦委員 思い出した。議案第9号のLED化の改修工事の先ほど課長の説明の中で、省エネ6割の電力が省エネにつながるとのことだったんだけど、目的はそれだけじゃないんじゃない、要は真空管じゃなくて蛍光灯の製造自体が世界的に中止、中止っていうかね、されるという、そこが一番の根本なんじゃないかなと思うんだけど、どうなんですかね。
- 委員長（小金井勉委員長） どうぞ。
- 森川裕之財政課長 おっしゃるとおりですね、令和9年度にですね、製造、取り引き自体がもう中止になりますので、それに向けた取り組みということで、今回は小中学校のLED化ですけれども、順次、公共施設におきましてはLED化をしていくということになってくると、しばらくは民間でも蛍光灯のストックがあるということなので、しばらくは使わせていただきますが準備ができ次第、また予算の方もお願いしたいと考えております。以上でございます。
- 委員長（小金井勉委員長） どうぞ。
- 加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 先ほど猪崎議員の市債の残高の資料ありましたので、すいません、一応令和7年度末で約117億2,000万程度の市債の残高になっております。以上になります。
- 委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○副委員長（猪崎紀人副委員長） 117億2,000万。そうすると、前に財政運営の取り組みのところでは令和7年で119億ってなっていましたから、だいぶ抑えられてきたっていうことで間違いありませんね。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 そうですね。一応、方針としては、返済よりも借入れをですね抑制するというような形でやっておりますので8年度につきましても返済が13億3,000万程度なんですけれども、借入れの方を11億5,000万程度に抑制しておりますので、返す以上には借入れしないというところと、あと交付税措置ある起債、今回もそうですけれども、そういったものを優先して活用しているというところで。以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。
輪島委員。

○輪島美津江委員 議案第2号の小学校の空調設備なんですけれども、2校でまた再来年2校整備をするってお聞きしたんですけど、なんか他ですでについているところなんか結構メンテナンスっていうかもう壊れちゃってまた修理してっていうのでお金がかかってるっていうのを聞いたんですけど、それはやっぱりメンテナンスなんかはどんな形でっていうか、あるんでしょうか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長どうぞ。

○森川裕之財政課長 やはり空調についてもですね日々の点検というんですか、そういうものは必要となりますので、整備の後にもですね、やはり専門の業者さんに点検等の委託をするような形になろうかと思います。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） ないようですので、財政課の皆さんご苦労様でした。退席していただいて結構です。

（財政課 退室）

-
- ・議案第 4号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第 6号 大網白里市特別職の報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第 7号 大網白里市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小金井勉委員長） 次に、次に議案第4号、大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、大網白里市特別職の報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、大網白里市行政手続条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○委員長(小金井勉委員長) 総務課の皆様、ご苦勞様です。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号、議案第6号及び議案第7号の説明をお願いいたします。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) 改めまして総務課でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに職員の紹介をさせていただきます。

私の右隣にるのが副課長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課副課長兼行政班長 よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) 左隣が人事班長の猪野でございます。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 猪野でございます。よろしくお願いいたします。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) 私、総務課長の田邊でございます。よろしくお願いいたします。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

○委員長(小金井勉委員長) 課長どうぞ。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) それでははじめに議案第4号、大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

こちらお手元の資料を見ていただきたいと思いますけれども、組織体制のうち議会事務局職員について定数を引き上げようとするものでございます。

皆様もご承知だと思いますけれども、本年4月1日から議会事務局の職員の人数を1名増という対応を図らせていただきました。ただ、定数条例上は、いまだ4名というふうな形になっておりますことから、今回、若干、日にちは過ぎちゃったんですけれども定数を実際の人数に合わせようとするものでございます。

施行日につきましては公布の日施行というふうな形を取らせていただきたいと思いますけれども、4月1日からの遡及適用というふうな形で対応させていただければというふうに考えてございます。

続きまして議案第6号、大網白里市特別職の報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちら、改正の趣旨でございますが、審議会の委員の構成それと定数の見直しです。

また、会議の開催方法等につきまして現状、対面式の会議というふうな形のみとなっているものをオンラインも含めた会議形式を採用できるようにしたいという改正内容でございます。

具体的な内容につきましては、お手元の資料の２番に記載してございます。

まず一点目、委員の構成および定数の見直しでございます。

委員定数につきまして 10 名以内という人数要件を設けた上で、その委員の中で公共的団体等の代表者、それとあと学識経験等を有する方々という二区分を設けているんですけれども、このうち公共的団体等の代表者につきましては、より広い区域から委員を選定するため市の区域内としている地域要件につきまして削除を行おうとするものでございます。

それと（２）が書面またはオンラインによる会議の規定化ということです。

先ほどは私の方から簡単に説明をいたしましたけれども、前々回の議会あたりで議会の条例につきましてもオンライン会議等が可能になるという風な改正がされておりましたことから、メンバーを常に会議の日程に合わせて招集するっていうのは現実的にはなかなか難しいケースも考えられます。ですから、その辺のところを簡素化を図るために、この条例においてもオンラインによる会議方式が可能となるような改正を行おうとするものでございます。

その他文言等の修正につきましては、現在の条例の中で必要な箇所を規定の整備を図ろうとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日施行を予定してございます。

続きまして議案第 7 号、大網白里市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらは上位法令である行政手続法が改正がございました。

その中で行政手続上の不利益処分をする際の名宛人、相手方の住所等がわからず、聴聞、弁明の機会の付与そういった意見陳述の機会を相手方に物理的にお伝えすることが困難な場合、従来の規定ではいわゆる公示送達というふうな形で庁舎前の掲示板にその旨を掲示することによって、相手方の通知に足りるというふうな規定の仕方をしてございましたけれども、今回、その公示送達の方法をインターネットも可能とするというふうなことで法令改正がありましたことから市の条例につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日施行を予定してございます。

以上、議案第 4 号、6 号、7 号の説明でございます。慎重ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小金井勉委員長） ただ今説明でありました内容についてご質問等あればお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 議案第4号なんですけど、条例なのに、なんですか、守らなくてもよかったものなのでしょうか、お尋ねします。

あと議案第6号でオンライン会議ができるようにするってということで地域要件を削るってなってたんですけど具体的にどの部分をより広い区域から選定するというふうに考えているのか、お願いします。

○委員長（小金井勉委員長） 課長どうぞ。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） はじめに議案第4号のご質問から回答させていただきます。実際、条例と現状が合っていないという状態が2ヶ月ほど続いたわけですが、必ずしも不法状態にあるとは言えないというふうな見解が備わっております。実際のところはですね、前回の議会の時にもまだすったもんだしててですね、ここが増やせるんだかどうかよくわからなくて、ぎりぎり3月の末に何とか増やせたなっていうところで前回の議会の条例の中では議案として提出することができない状態でした。

だからといってあまり好ましいとは言えないところではあるんですけども、その次の議会、すなわち今回の議会でなるべく速やかに対応図ろうかなというふうに思って議案を提出させていただいたところでございます。

続きまして、議案第6号の中で地域要件についてのご質問だったかと思います。

この地域要件はですね、事務局の中ではいわゆるオンライン化とはちょっと異なる方向性からこの結論を導き出したところではあるんですけども、実を言うと今までの条例の中で地域要件が定められていたことによって、なかなか人選というのがですね、非常に難しいところがありました、正直申し上げます。今回、実はこの条例自体が千葉県の条例をベースにして、おそらく策定したのかなというところなんですけれども、この人数とかの要件も、そのまま千葉県の条例をパクってっていう言い方は良くないんですけども、そのまま同様に使ってきたところなんです。今まで委員を選定するにあたってですね、10名、しかも学識経験者等っていうのも含めると市内だけではやっぱりなかなか大変な部分があるということで今回この地域要件は削らせていただこうというそういう趣旨でございます。以上でございます。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 ちょっとよくわかんなかったんだけど、広い区域にするからオンラインっていうわけじゃないんだと、そもそも委員を選定するのに少し広くしたいなというのがあったということで理解しました。合わせて、それじゃあオンラインについては、オンラインにすることで、今まで前回まで多少問題になってたものが何か解決するというそういう具体例はあるんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) あくまで想定なんですけれども、この委員の方々の中には学識経験者というのが含まれるような形になっております。

具体的にどういった方々を想定しているのかというと一つには大学等の学校の教授等の地位にある方、その他に弁護士の方、そういった方を想定しているところでございますけれども、これらの方々につきましては、なかなか市の都合で日程通り招集いただくことが難しいケースが往々にしてあるのかなというふうに思いまして、であれば、いつそのことオンラインっていう方式も十分検討するに値するのかなということで、今回、規定に加えていただいたとそういう次第でございます。

以上です。

○委員長(小金井勉委員長) 他にございますか。

猪崎副委員長。

○副委員長(猪崎紀人副委員長) すいません。じゃあ一点だけ。

今の6号なんですけど、報酬の審議会の定員とかやり方を今回考えるっていうことなんですけれども、その報酬を具体的に何か変えようとしている動きがもう実際にあるということなんでしょうか。

○委員長(小金井勉委員長) どうぞ。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) これはまだ委員の皆様の意見を聞いてから最終的な判断を加える形にはなると思うんですが、実際現状を鑑みた場合ですね、ここ最近の物価高騰の影響っていうのは非常に大きな割合で動いているというのと、この傾向が単なる一過性のものではなくして今後も引き続き高値の状態にとどまるだろうなということが客観的に見て明らかなのかなというふうに思っております。

そういったところを踏まえながら、委員さんのご見解をいただきたいというのが、今回の趣旨でございまして、事務局的に言っちゃうと、ぶっちゃけ上げたいなというところですよ。以上です。

○委員長(小金井勉委員長) 猪崎副委員長。

○副委員長(猪崎紀人副委員長) まあ、そうですね、物価高騰にあれして上げたいというお気持ちは議員としては嬉しいところではあるんですけど、ただ、今お話しされたようにいろんなものが非常に高騰していて生活がかなり苦しいという方が非常に多くなっています。それで今うちの財政も非常に厳しい状況で、依然、経常収支比率がヒアラインである95パーセントにもまだまだちょっと遠い状態である今、これを本来やるべきなのかどうなのかというのが私個人的には思うので、その辺、慎重にお願いしたいと思います。以上です。

○委員長(小金井勉委員長) 他にございませんね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(小金井勉委員長) ないようですので、総務課の皆さんご苦労様でした。

退席していただいて結構でございます。

(総務課 退室)

- ・議案第 5 号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小金井勉委員長） 最後に議案第 5 号、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

(税務課 入室)

○委員長（小金井勉委員長） 税務課の皆様、ご苦労様です。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第 5 号の説明をお願いいたします。

○飯倉正人税務課長 それでは職員の方のご紹介をさせていただきます。私の左手、となり、副課長の内山でございます。

○内山貴浩税務課副課長 内山です。よろしくお願いします。

○飯倉正人税務課長 続きまして右手です。市民税班長の石田でございます

○石田定之税務課主査兼市民税班長 石田です。よろしくお願いいたします。

○飯倉正人税務課長 私、課長の飯倉でございます。これより着座にてご説明の方に入らせてください。よろしくお願いします。

それでは議案第 5 号の説明をさせていただきます。

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について改正の趣旨でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要につきましては、はじめに限度額の引き上げでございますが、地方税法施行令の課税限度額が引き上げられたことに伴い、市保険税につきましても政令で定める額に引き上げを行おうとするものでございます。

引き上げ額につきましては、保険税には医療分、支援分、介護分の三つの区分にそれぞれ限度額がございますが、そのうち医療分を 66 万円から 67 万円へ 1 万円引き上げ、支援分と介護分は改正がなく、そういったことから課税限度額を 109 万円から 110 万円へ引き上げようとするものでございます。

限度額の引き上げに伴い影響する世帯数と金額につきましては、97 世帯 95 万円程度と見込んでおります。続きまして、資料の裏面の方をご覧ください。

軽減判定所得の引き上げでございますが、保険税には負担能力が低い被保険者の負担を軽くするため7割、5割、2割の割合で軽減する措置がございます。

そのうち5割軽減と2割軽減の判定所得の基準額を引き上げるもので、表内算定式の国保加入者数に乘じる額を5割軽減につきましては、一人当たり5,000円、2割軽減につきましては、一人当たり10,000円引き上げるものでございます。

軽減判定所得の引き上げに伴い影響する世帯と金額につきましては、5割軽減の対象者が15世帯の増、2割軽減の対象者が13世帯の増、軽減額は84万円程度の増を見込んでおります。

次のページをご覧ください。

子ども・子育て支援金課税額にかかる課税限度額の新設でございますが、子ども分につきましても被保険者間の保険税の負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令により課税限度額が定められたことから市保険税につきましても政令で定める3万円とする規定を新たに追加するものでございます。

これによりまして、医療分などを含めた4区分の課税限度額の合計を109万円から113万円へ引き上げようとするものでございます。

次に、子ども・子育て支援納付金課税額に係る軽減の新設でございますが、低所得者及び出産被保険者に対する18歳以上の均等割額130円につきまして現行の制度に準ずる形で軽減の措置を実施するとともに18歳未満の被保険者に対する均等割額1,800円につきましては、その全額を減額する措置を実施するものでございます。

軽減額につきましては、表の方をご覧ください。

低所得者軽減世帯における18歳以上均等割額130円につきましては7割、5割、2割の順でそれぞれ91円、65円、26円が軽減されるものでございます。

出産被保険者にかかる18歳以上の均等割額130円につきましても単胎妊娠で12分の4ヶ月、多胎妊娠で12分の6ヶ月が減額されます。

最後に18歳未満被保険者にかかる均等割額につきましては、制度自体が少子化対策に係るものであることから、子育て世代の負担が増えないよう各種軽減措置の有無にかかわらず1,800円全額が減額なるものでございます。

改正の内容につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（小金井勉委員長） ただ今説明がありました内容について、ご質問等あればお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 ただ今の説明だと、改正に伴い医療分の限度額引き上げが1万円だと、それに伴って合計で95万円増収になると、一方で軽減所得の引き上げで84万円くらい軽減額が増えるということで差し引きだと11万円だけっていうことでもいいですね、この医療分、支援分、介護分の合計に対してはね、一方で、子ども分の方は3万円プラスになるというふうになってますよね、18歳未満は軽減するとかいろいろあったんだけ

ど、これ医療分、支援分や子ども分も介護分も全部合わせてプラスマイナスはいくらになるんですか、市民の負担は。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 まず子ども分につきましては、18歳以上の方がいる世帯に皆さん課税されるので、まだ当初課税前なので全体額はわかりませんが、予算上は大体3,000万近く市全体として集まるものでございます。

また、医療分の66万円から67万円に引き上げられたことによって95万円程度増額になるのと軽減分で84万円減額になりますので、軽減額が84万円増えますので、そこで10万円ちょっとということで、ざっくりと3,000万ぐらい市全体の国保税として収入は増えるというような形になると思います。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 子ども分のこの対象になる世帯って何世帯くらいなんですか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 正確な数字がすぐ出てこないんですけども、18歳未満の方だけの世帯というものが基本ないものといえますと、大体6,500世帯ぐらいになると思います。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 大雑把に言うと対象世帯は5,000円くらい上がるって考えていいんですかね。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 第一回定例会でも一般質問の中でありましたけれども平均しますとだいたい一世帯あたり5,000円程度上がる、中には1,000円ぐらいの世帯もありますし上限額3万円いく世帯もありますので、それをならすとだいたい5,500円程度、一世帯あたり上がる見込みでございます。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） ないようですので、税務課の皆さんご苦労様でした。退席していただいて結構です。

（税務課 退室）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第2号、令和8年度大網白里市一般会計補正予算についてご意見及び討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第4号、大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第5号、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 子育て支援納付金の一世帯あたり5,000円ぐらい上がるというのは、大変不満が残るところではあるんですが、基本的にこの医療分について限度額を引き上げて、一方で軽減判定を増やすということで所得の多い人から所得の少ない方へ移転するという内容なので、そういう意味で今回は5号について賛成をしたいと考えます。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第6号、大網白里市特別職の報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見、討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第7号、大網白里市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見、討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第7号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号、契約の締結についてご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第9号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

最後に議案第10号、財産の取得についてご意見、討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第10号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（小金井勉委員長） 次にその他ですが、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了いたします。

◎閉会の宣告

○副委員長（猪崎紀人副委員長） 以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

（午後2時27分）